

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
令和元年度 第2回臨時理事会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(水) 10:35~12:10
2. 開催場所 TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンター4階
カンファレンスルーム 4B
東京都港区虎ノ門 1-4-3 NT 虎ノ門ビル
3. 出席者
(理事) 菅野 純、代田 久米雄、田辺 功、藤垣 哲彦、堀内 龍也、
望月 正隆、安原 真人、山本 信夫、吉田 武美
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿
(来賓) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 安川 孝志薬事企画官
(事務局) 清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
4. 議案
・第1号議案 理事の改選に関する件
・第2号議案 臨時社員総会の開催に関する件
5. 事前配付資料
(1) 第1号議案 理事候補者名簿
(2) 第2号議案 臨時社員総会の開催日時等
6. 当日配布資料
(1) 令和元年度第2回臨時理事会議事次第
(2) 新任理事候補者履歴書
(3) 社員総会における質疑について

7. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中9名の出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。本日は齊藤監事、三輪監事が出席であることを報告した。また、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課安川薬事企画官が出席されている旨を報告した。

理事会開会にあたって、吉田代表理事が出席への謝意を述べ、令和元年度第1回臨時理事会が定足数に達せず不成立となったことを陳謝した後、令和元年度定時社員総会において理事の改選提案が認められなかったことを報告した。

また、その対処方法を（公財）公益法人協会へ照会したところ、臨時理事会を開催して理事候補者を確認の上、臨時社員総会に諮る必要がある旨の回答を得て本臨時理事会開催の運びとなったことを述べた。次いで、清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった後、理事会規程第5条第3項に従い吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 理事の改選に関する件

本議案に関して吉田代表理事より、令和元年度第1回理事会で承認された理事候補者のうち川本利恵子氏については、（公社）日本看護協会から荒木暁子氏への交代の要請を受けて変更の提案に至ったことを述べた。次いで清水事務局長より、各理事候補者から社員総会で選任された場合、理事就任の内諾をいただいていること及び新任理事候補者の荒木暁子氏及び俵木登美子氏から提出された履歴書の紹介があった。

議長より、本議案に関して意見を求めたところ以下のような質疑応答がなされた。

<重任理事及び理事の選任に関連して>

- 今回配付された候補者名簿は、定時社員総会へ提出した名簿とほぼ同一である。総会では理事選任の基準が不透明で重任理事候補者が多いと指摘されているが、候補者名簿提出の経緯の説明がないと納得されないと思う。
- 重任理事候補者を含めて全理事候補者の履歴書を提出して総会に諮る方が良い。
- 社員の多くは研修プロバイダーであり理事となっていないため、理事会の議論に参加できていなかった。特別会員は本法人を立ち上げから支援し貢献してきたので、当て職として理事への選任も考えうる。
- 社員の理事が少ない理由は、本法人が第三者評価機関であるため、法人発足当初、理事会と研修プロバイダーである社員との利益相反を考慮したためであると考えられる。
- 理事の選任の基準などを明記した方が良い。私は薬学関係者ではないが、内山前代表理事から第三者として自由な立場での発言をお願いしたいということで、参画を依頼された。そういう点で選任の規程は設けた方が良い。
- 役員選任規程等を作ることを提案する。
- 候補者名簿に記載された肩書は多数ある職名の一部のみとなっている。その他の職名を併記することが可能かどうか。
- 理事の肩書は、現在の団体や社会的な立場を併記した方が、各理事の本法

人への参画の背景が分かり、立場上も相応しいことが理解されると思う。

以上の質疑に対して、吉田代表理事から次のような回答があった。

回答1) 今後は理事選任にあたり、社員総会に候補者全員の履歴書を提出することにしたい。社員の数が増えて、重任理事について選任の背景の理解が十分でない社員がいる可能性もある。現在の理事候補者は本法人の運営に適切な有識者として理事会の議決を受けた者である。本法人が一般社団法人であった頃は、特別会員にも理事候補者の推薦を依頼していた。

回答2) 候補者の所属等は併記しても問題はないと思う。

回答3) 今後は、「本法人のあり方委員会（仮称）」を設置して、理事等役員
の選任規程、特別会員の規程・会費等を全般的に検討する方向で進めていきたい。

回答4) 特別会員の会費は本法人の予算編成時に、各会員に次年度の特別会費の金額について問い合わせを行ってきた。これまで要望に従い減額し、理事会及び社員総会の議決をうけて決定されている。

<利益相反、理事選任等、総会に向けて質疑及び吉田代表理事の回答>

○ 利益相反は、日本薬剤師会はこれまでは発生していなかったが、正会員となったので、今後はあり得る。日本病院薬剤師会にも声をかけ、議論を通じて今後の方針を定めた方がいい。研修プロバイダーは正会員なので、利益相反などいろいろな意見が出てくる可能性がある。特別会員の会費のバランスは良くない。変えていく必要がある。

○ 次期理事候補者は提案された理事候補者名簿の通りで良いと思う。全員の履歴書の提出で、各理事候補者の背景は判断できる。現状で、本法人の認証事業の運営は問題なく進められてきていることは明確にする必要がある。今後の理事選任の基準に関しては、社員総会后、「委員会」を設置し検討する。

回答) 理事の選任に関しては、「委員会」における全体的な検討を通して、規程として定める方向で進めたい。重任理事には、本法人の事業内容や評価方法を良く理解され、協力され、継続いただいたことで認証事業が順調に進んできている。特別会員には本法人の事業遂行上で多大な支援を受けきたが、今後の財政的支援のあり方に関しては考慮していきたい。本法人は第三者評価機関として薬剤師生涯学習制度の評価を行ってきたが、かかりつけ薬剤師の備えるべき要件の一つとして、「本法人が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること」が挙げられ、本法人の役割が高く評価されている経緯がある。

○ 本法人は、重要な事業を行ってきている。時代の変化で、多様な意見が出

てきている。社員総会では、新規事業などを提案できるような「委員会」を設置することを説明する必要がある。理事の他に社員や相応しい方も加えて理事会でオーサライズして発足させる。「委員会」で検討した本法人のあり方を理事会と総会でオーサライズすることで良いのではないか。理事の選任は個人か団体かにより利益相反のこともあるが、本法人に必要なメンバーであり、利益相反はいつでも生じ得る。今回は社員総会に対することと、将来的なことも含め根本的なところから検討していく必要がある。

○ 具体的に臨時社員総会に諮るまでの時間はどれくらいあるのか。

回答) 臨時社員総会の開催は、理事会で議決した後、開催日の2週間前までに社員に通知しなくてはならない。

○ 公益法人の法律では、理事の任期は2年と決まっている。それを法人の事情で延ばすのは法律に違反するので、改選を短時間で済ます必要がある。現在提案している理事候補者名簿は、本法人を運営するために適任であるとして列挙している。

社員総会での議論の集中は、理事の改選についてである。理事の改選への意見について理事会としてどう答えるかを冒頭に話して、公益法人の法律の定めもあるので、今回は理事会で決定したこの候補者名で選任をお願いしたい趣旨を述べる。冒頭の説明に、本法人も設立から年月を経ているので、総会での意見もあるように本法人のあり方について検討するための新たな委員会を組織する。期限としては、理事会で議論し来年の総会で結果を報告する。また、平成29年度定時社員総会において理事の適切な選任方法について検討するとしていたが、検討を十分に出来ていないことに関してはお詫びする。今後こういう体制で臨みたいので理事候補者に対する承諾の有無をお願いしたいとする。なお、履歴書は様式を整え、生年月日等年齢は分かる方が良い。

回答) 今回は公益法人の法律に従い、早急に新理事会の成立を図ることが望ましく、本理事会のご意見を基に提案させていただきたい。社員総会では、理事候補者一人一人の承認を仰ぐことになる。理事の選任については、理事会で議決した後、社員総会の議決が最終決定となる。履歴書は年齢が確認できるように様式を統一したい。

○ 新任理事候補者が入っていてもいいのか、

回答) 新任理事候補者は、理事会に履歴書を提出し候補者として適切であると議決された後に、総会に提案するものである。

○ 今回の課題の解決を完璧にはできないが、「委員会」が設置されれば、理事候補者を賛成してもらえらると思う。社員の方にも参画する機会があれば、納得してもらえないのではないか。早急に理事の改選が必要な現在の緊急事態においては、この候補者のままで提案することで良いし、社員も納得しやす

い。本法人の性格とその意義を理解してもらうように説明する。

回答) 本法人の創立以来、これまでに構築された本法人の基本的なあり方を安定的に維持していくには、役員継続性ということも考慮しなければならない、また、事務局体制も含め多面的な検討が必要であると思う。

○ 「委員会」メンバーの人選であるが、非理事は団体から推薦して貰うのが適切である。自薦ベースであると個人の利益で入ることもあり得る。メンバー選考の一定の基準を決めておいた方が良い。

回答) 理事のほか、社員からは特別会員と正会員、その他学識経験者という組合せが一般的であろう。「本法人のあり方委員会(仮称)」というワーキンググループを立ち上げ全般的に検討いただき、答申を理事会での審議と承認を得て、社員総会の議案としたい。

○ 定款によれば、委員会は理事会議決で設置でき、委員は会員及び学識経験者のうちから理事会が選任するとなっている。何時をめどに設置するのか。

回答) なるべく早く設置する。

○ 社員総会には、役員は出席することを原則とし、社員からの質問への回答も行うようにする。

回答) 提案のように運用したい。

以上の質疑応答の後に、議長から第1号議案について、理事候補者名簿にそれぞれ履歴書を添付して社員総会に提出し、承認の可否をお願いすること、さらに「本法人のあり方委員会(仮称)」を設置し、役員を選任方法や特別会員の規程等を全般的に見直し答申してもらうことを提案し諮ったところ、全員異議なく承認された。

(2) 第2号議案 臨時社員総会の開催に関する件

議長より、清水事務局長に本議案の説明を求めた。清水事務局長から臨時社員総会を9月4日(水)午後2時から本NT虎ノ門ビル9階9Aで開催することを述べ、各理事候補者に履歴書の提出をお願いした。

本議案について諮ったところ、履歴書は様式を統一し、年齢が分かるようにすることとし、全員異議なく承認された。

8. その他

1) 清水事務局長が次回の令和元年第2回理事会は9月20日(金)NT虎ノ門ビルで開催し、第3回は12月13日に(金)に開催を予定しているが、第3回の会場は未定であることを告げた。

2) 理事候補者の履歴書は同一の様式とし、個人情報は一程度開示し、通し番

号を付し、回収することとした。

- 3) 学術会議シンポジウム「薬剤師が担う日本の医療と薬学教育」が開催され、専門薬剤師認定制度等で本法人のことに関しても話題となったことが報告された。
- 4) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官の安川氏から薬剤師をめぐる最近の厚生行政の話題提供があった。

9. 閉会

以上の議事を終え、12時10分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和元年8月9日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 三輪 亮寿 印

監 事 齊藤 勲 印